

関西看護医療大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 関西看護医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、看護に関する高度な専門的知識と技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と高い資質を備え、管理指導能力を身につけた人材を育成し、もって保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価の実施に関し必要な事項は、大学運営会議の議を経て、学長が別に定める。

(学部・学科)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

看護学部 看護学科

(収容定員)

第4条 学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	90名	360名

(図書館)

第5条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、図書館に関する事項は、学長が別に定める。

(教職員)

第6条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに事務局長、事務局次長、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第7条 本学に、必要に応じて、副学長を置くことができる。

2 副学長には、本学の教授その他の教職員をもって充てる。

(学部長)

第8条 本学に、必要に応じて、看護学部長を置くことができる。

2 看護学部長には、本学の教授をもって充てる。

(事務局)

第9条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局は、本学の事務運営に当たる。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。
(大学運営会議の設置等)

第10条 本学に、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議は、学長、学部長、図書館長、看護診断研究センター長、ブランディング研究センター長、事務局長をもって組織する。
- 3 大学運営会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。
(大学運営会議の審議事項等)

第11条 大学運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学の管理運営の基本方針に関すること
 - (2) 予算に関すること
 - (3) 教員の人事に関すること
 - (4) その他本学の運営の重要事項に関すること
- 2 審議の結果、必要な事項については学長が理事会及び評議員会に諮る。
(教授会の設置等)

第12条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、教授全員及び事務局長をもって組織する。
- 3 教授会には、必要に応じ、准教授及び専任の講師を加えることができる。
- 4 教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。
(教授会の審議事項等)

第13条 削除
(学内委員会)

第14条 本学に、入学試験委員会その他の学内委員会を置くことができる。

- 2 学内委員会に関し必要な事項は、学長が定める。
(参与会の設置等)

第15条 本学に、本学の運営等に関する助言を求めため、必要に応じて、参与会を置くことができる。

- 2 参与会の構成、運営等については、学長が、別に定める。
(看護診断研究センター)

第16条 本学に、研究所として看護診断研究センターを置く。

- 2 看護診断研究センターに看護診断研究センター長を置き、本学の教授をもって充てる。
- 3 組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(ブランディング研究センター)

第16条の2 本学に、研究所としてブランディング研究センターを置く。

- 2 ブランディング研究センターにブランディング研究センター長を置き、本学の教授を

もって充てる。

3 組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学年)

第 17 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 18 条 学年を分けて、次の 2 期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 15 日まで

後期 9 月 16 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 19 条 次に掲げる日は授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業日（毎年度の初めに学長が定める日）

(5) 夏季休業日（毎年度の初めに学長が定める日）

(6) 冬季休業日（毎年度の初めに学長が定める日）

第 3 章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第 20 条 本学の修業年限は 4 年とする。

2 学生は、8 年を超えて在学することはできない。

第 4 章 入 学

(入学の時期)

第 21 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 22 条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 69 条第 1 号の規定により、外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

(4) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 69 条第 2 号の規定により、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 69 条第 3 号の規定により、文

部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）に基づき、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学志願手続)

第 23 条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書に入学検定料及び所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第 24 条 入学志願者に対しては、学力検査その他の方法による入学者選抜試験を行う。

(入学手続)

第 25 条 前条に規定する入学者選抜試験に合格した者は、学長の定めるところにより入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学の手続を完了した者に対して、入学を許可する。

第 5 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び履修方法等)

第 26 条 授業科目並びに各授業科目の必修又は選択の区分及び単位数は、履修規程のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の配当年次その他授業科目の履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第 27 条 授業科目の単位数は、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。

(単位の授与)

第 28 条 一の授業科目を履修し、学修の評価により合格した学生に対しては、単位を与えるものとする。

(学修の評価)

第 29 条 学修の評価は、試験（卒業研究にあつては、研究成果の評価。以下この条において同じ。）により行う。ただし、授業科目によっては、他の方法をもって試験に代えることができる。

2 試験は、その授業科目の授業が終了する期の終わりに行う。ただし、授業科目によっては、随時に行うことができる。

3 試験の成績は、A、B、C 又は D で判定し、A、B 及び C を合格とする。

4 不合格の学生には再試験を受けさせることができる。

5 病気その他やむを得ない理由により試験に欠席した学生に対しては、届出があれば追試験を行うことができる。追試験の手続きは別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第30条 学生が学長の承認を得て、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定する単位数は、前項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 学生が行う短期大学若しくは高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修については、当該学修を本学における授業科目の履修とみなして、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与える単位数は、前条第1項及び第2項の規定により認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数の認定)

第32条 学生が本学に入学する前に、他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修については、当該学修を本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなして、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により認定し、又は与える単位数で、本学において修得した単位以外のものは、合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 退学、転学、留学、休学、復学及び除籍

(退学又は転学)

第33条 学生が、やむを得ない事情によって退学又は転学しようとするときは、学長が定める書類を添え、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により退学又は転学の許可を行うときは、教授会の議を経て、これを行う。

3 学生が、やむを得ない事情によって退学した場合、退学日より2年間は教授会の議を経て学長は復学の許可を認めることができる。

(留学)

第34条 学生が、外国の大学又はこれに相当する教育機関等に留学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関する手続き等については、学長が定める。

3 第1項による留学の期間は、学修の成果に応じて、第38条に規定する期間に算入することができる。

(休学)

第35条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き3ヶ月以上修学することができない学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気のため修学に適さないと認められる学生に対し、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められるときは、前項の期間を延長することができる。

4 休学した期間は、第20条第1項の修業年限に算入しない。

5 当該学期を通じて休学する場合には、当該学期に納付すべき授業料の半額を納付しなければならない。ただし学長が特に認めたものはこの限りではない。

(復学)

第36条 休学の理由が消滅したこと、又は休学の期間が満了したことにより復学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、教授会の議を経て、除籍することができる。

(1) 在学期間又は休学の期間を経過した者

(2) 正当な理由がなく授業料等を滞納し、督促してもなお納付しない者

(3) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第7章 卒業及び学士号

(卒業の要件)

第38条 学長は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した学生に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与する。

(学位)

第39条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した学生に対し、学士(看護学)の学位を授与する。

(資格の取得)

第40条 本学において取得することができる資格は、保健師及び看護師国家試験受験資格とする。

第8章 賞 罰

(表彰)

第 41 条 学長は、他の模範となる学生を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第 42 条 学長は、学則その他本学の定める規程に違反し、又は学生の本分に反する行為を行った学生を、教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく授業に出席しない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 9 章 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講生及び受託研修生

(科目等履修生)

第 43 条 本学において特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする者があるときは、学長が教授会の議を経て科目等履修生とすることができる。

2 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

3 科目等履修生については、本条に定めるもののほか、学長が別に定める。

(研究生)

第 44 条 本学において特定の事項について研究を希望する者については、本学の教育及び研究に妨げのない限り、学長が教授会の議を経て、研究生とすることができる。

2 研究生については、本条に定めるもののほか、学長が別に定める。

(聴講生)

第 45 条 本学の設置する一または複数の科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に妨げのない限り、教授会において相当の資格があると認めた者につき、聴講生とすることができる。

(特別聴講学生)

第 46 条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき、当該の大学又は短期大学の学生で本学において特定の授業科目を履修しようとする者は、学長が教授会の議を経て特別聴講学生とすることができる。

2 特別聴講学生については、本条に定めるもののほか、学長が別に定める。

(受託研修生)

第 47 条 本学以外の機関から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、本学の教育及び研究に妨げのない限り、学長が教授会による議を経て、受託研修生とすることができる。

2 受託研修生に関する規程は、学長が別にこれを定める。

第 10 章 入学検定料、入学金及び授業料

(授業料等の納付)

第 48 条 学生が納付すべき入学検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備資金等の額は、学長が別に定める。

2 授業料は、各学期ごとに、学長の指定する期日までに納付しなければならない。

3 正当な理由により授業料等の納付が極めて困難な学生に対しては、その徴収を年度内のみ延期及び分納することができる。

4 延納しなければならないとなったときは、ただちにその旨届け出て許可を得なければならない。

5 学生が、休学、退学及び転学する場合又は除籍若しくは停学の処分を受けた場合は、その日の属する学期の授業料を納付しなければならない。ただし、当該学期を通じて休学する場合には、当該学期に納付すべき授業料の半額を納付しなければならない。

6 授業料以外の納付金の納付時期等については、学長が定める。

7 納付された入学検定料、入学金及び授業料等は還付しない。ただし、学長が特に認められたものはこの限りではない。

第 11 章 保 健

(保健)

第 49 条 学生及び職員の健康を維持・増進するため、毎年定期に健康診断を行う。

2 本学に保健室を設け、学生及び職員の健康相談に応じ、必要な場合、救急処置を行う。

第 12 章 公開講座及び施設の開放

(公開講座)

第 50 条 本学は、研究成果を社会に還元し、地域の文化の向上、保健・医療・福祉の充実に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(施設の開放)

第 51 条 本学は、図書館、体育館、運動場等本学の施設を、広く地域の利用に開放することができる。

2 前項に定める施設の開放に関して必要な事項は、学長が定める。

第 13 章 学則の改正

(学則の改正)

第 52 条 この学則を改正しようとするときは、大学運営会議の議を経て学校法人関西看護医療大学理事長の承認を得なければならない。

第 14 章 雑 則

(施行細則)

第 53 条 この学則実施に必要な細則は、大学運営会議の議を経て学長が別に定める。

(委任)

第 54 条 この学則に定めるもののほか、本学の運営について必要な事項は、学長が別に定

める。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。